

那覇市介護保険事業者における事故報告取扱要領

1 目的

この要領は、居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者、施設サービス事業者、介護予防サービス事業者、地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者及び介護予防支援事業者（以下「事業者」という。）が実施する介護保険サービスの提供により発生した事故を把握するとともに、事業者による事故の速やかな対応と事故防止への取組みを支援・促進することにより、介護サービスの質の向上と安心して利用できるサービス提供体制の確立を目指すことを目的として定める。

2 対象

介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者(以下「各事業者」という。)が行う介護保険サービスとする。

3 報告の範囲

各事業者は次に該当する場合は、那覇市に報告を行うこととする。

(1) サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故その他重大な人身事故が発生した場合

ア 「サービスの提供による」とは送迎及び通院等の間の事故を含む。また、在宅の通所、入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれるものとする。

イ ケガの程度については、医療機関で受診を要したものとする。

ウ 事業者側の過失の有無は問わない。

エ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき(トラブルになる可能性があるとき)は、報告すること。

(2) 職員(従業者)の法令違反・不祥事等の発生

利用者の処遇に影響があるもの(例:利用者からの預かり金の横領、個人情報の紛失など)については、報告すること。

(3) 感染症及び食中毒の発生

各事業者は、次のア、イ又はウの場合は、迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて管轄する保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。具体的には「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について(平成17年2月22日健発第0222002号、薬食発第0222001号、雇児発第0222001号、社援発0222002号、老発第0222001号)」に準じ対応すること。

ア 同一の感染症もしくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症もしくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全

利用者の半数以上発生した場合
ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に報告が必要と認められる場合

(4) その他、報告が必要と認められる事故の発生

4 報告の書式

別添「介護保険事業者 事故報告書」を標準様式とする。

5 報告の期限

(1) 第一報は、概ね5日以内を目安に別添様式内1～6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに報告先へ報告するものとする。但し、感染症などが発生した場合は直ちに報告すること。

なお、緊急で報告が必要な場合は電話にて報告可能とする。

(2) その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告すること。

6 報告先

各事業者は、3で定める事故が発生した場合は、那覇市ちゃーがんじゅう課へ報告すること。なお、各事業者は、被保険者が那覇市以外の市町村に属している場合、当該市町村にも併せて報告すること。

※報告には利用者の個人情報が含まれるため、その取扱いに十分注意すること。

〒900-8585

那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所 福祉部 ちゃーがんじゅう課

電話：098-862-9010（直通）

給付G：内線（2418） 事故報告担当

7 報告に対する那覇市の対応

事業所・施設の事故に対する対応（一連の処理）の確認
事故にかかる状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて必要な対応（事実確認、指導監督等）を行う。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年11月15日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年5月17日から施行する。